

○菅原委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、観光及びスポーツに関する事項についてを議題といたします。

（１）旭川ハーフマラソン実行委員会及びバーサーロペット・ジャパン組織委員会における過年度分の納税について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ部長 このたび、本市が負担金を支出し、構成団体として参画している旭川ハーフマラソン実行委員会及びバーサーロペット・ジャパン組織委員会において、現在事務局を担う公益財団法人旭川市スポーツ協会から、本年７月３日までに過年度における法人税等を納付したとの連絡が本市にありましたので、御報告をさせていただきます。

初めに、納税に至った経過であります。配付いたしております、資料の１の事案の概要にありますように、昨年１１月に、本市の一部外郭団体において、法人税及び消費税の課税対象事例が発生したことに伴い、旭川ハーフマラソン実行委員会及びバーサーロペット・ジャパン組織委員会について、旭川市スポーツ協会が税務署と協議を行った結果、過年度における法人税及び消費税、地方消費税の課税対象者であると判定され、過去５年分に係る本税及び加算税、延滞税を納付したものであります。

納付税額につきましては、まずハーフマラソン実行委員会においては、５５万１千２００円となっております。その内訳は、法人道民税、法人事業税、特別法人事業税が１０万円、法人市民税が３０万円、消費税及び地方消費税が１０万９千５００円、延滞税が３万６千７００円、無申告加算税が５千円となっております。

また、バーサーロペット・ジャパン組織委員会におきましては、納付税額が１７７万８千９００円となっており、その内訳は、法人税及び地方法人税が７５万９千９００円、法人道民税、法人事業税、特別法人事業税が３４万８千９００円、法人市民税が３７万８千１００円、消費税及び地方消費税が１０万２千１００円、延滞税が１３万７千９００円、無申告加算税が５万２千円となっております。

今回の事案につきましては、税務関係法令の認識不足が原因であり、団体内において周知徹底を図り、適正な事務処理と再発防止に努めてまいります。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○菅原委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○菅原委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会といたします。